

【住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について】

令和6年3月31日までに、既存住宅において一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

1 対象となる家屋

- (1) 昭和57年1月1日以前から所在している住宅
- (2) 改修部位がいずれも現行の耐震基準に新たに適合すること
- (3) 耐震改修工事に要した費用の合計が50万円超であること
(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)
- (4) 現在、他の固定資産税軽減・減額措置等を受けていないこと

2 減額される期間及び割合

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額を2分の1減額します。
(ただし、対象となる床面積は、1戸につき120平方メートルまでに限る。)

3 申請方法

改修工事完了後3か月以内に下記の書類を資産税課に提出してください。
(3か月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入してください。)

- (1) 固定資産税（住宅等耐震改修）減額申告書【マイナンバー必須】
- (2) 次のア又はイの書類
 - ア 増改築等工事証明書（地方公共団体以外が証明する場合）
 - イ 住宅耐震改修証明書（地方公共団体が証明する場合）
- (3) 工事費明細書（見積書）
- (4) 領収書
- (5) 改修工事後の建物平面図（工事箇所のがかるもの）
- (6) 補助金決定通知書
- (7) 改修工事前後の写真

なお、(2)の証明書については、国土交通省のリンクよりダウンロードできます。